

2024年度町田市教育委員会 第11回定例会会議録（追加）

議案第31号は、令和7年第1回町田市議会定例会における議決案件であることから、非公開として審議いたしましたが、当該議会で議決されたため、公開することといたします。

1、開催日 2025年2月7日

2、開催場所 第二、第三、第四、第五会議室

3、出席者 教 育 長 小 池 慎一郎
委 員 後 藤 良 秀
委 員 森 山 賢 一
委 員 井 上 由 奈
委 員 関 根 美 咲

4、署名者 教育長
委 員

5、出席事務局職員	学校教育部長	石 坂 泰 弘
	生涯学習部長	白 川 直 美
	教育総務課長	高 田 正 人
	指導課担当課長	渡 辺 幹 博
	書 記	中 里 典 子
	書 記	板 垣 有美子
	書 記	齊 藤 華 子
	書 記	田 中 優 太
	速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第31号 町田市学校給食問題協議会の設置条例(案)について 原 案 可 決

7、議事の概要

午前10時25分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、議案第 31 号を審議いたします。本件については学校教育部長から説明いたします。

○学校教育部長 議案第31号「町田市学校給食問題協議会の設置条例（案）について」、ご説明いたします。

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置条例について、栄養士法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

1 枚おめくりください。

改正理由といたしましては、栄養士法の改正により、2025年4月1日から、栄養士の免許がない場合でも管理栄養士の資格を取得することが可能になります。引き続き管理栄養士が本協議会の委員になれるようにするため、本条例を改正するものです。

改正内容としては、本条例第3条第2項第7号に管理栄養士の文言を追加いたします。

施行期日は、令和7年4月1日から適用いたします。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関してご質問等がございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第 31 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決することにいたします。

以上で町田市教育委員会第 11 回定例会を閉会いたします。

午前 10 時 32 分閉会